

寄付金規程

（目的）

第1条 本規程は、本法人が受け入れる寄付金の適正な受入及び管理並びに寄付者への対応に関する基本事項を定め、もって公益性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

（寄付金の区分及び取扱い）

第2条 寄付金の区分及び取扱いは、次のとおりとする。

1. 指定寄付金

- (1) 寄付者により使途が指定された寄付金をいう。
- (2) 一の寄付について複数の使途が指定されている場合は、それぞれ指定寄付金として取り扱うものとする。

2. 使途指定のない寄付金

- (1) 寄付者により使途が指定されていない寄付金をいう。
- (2) 寄付者による使途の指定がない寄付金については、法令その他の定めに従い、適切に使用するものとする。

3. 毎月の寄付金

- (1) 一定期間にわたり定期的に受領する寄付金をいう。
- (2) 毎月の寄付金について、寄付者による使途の指定がない場合は、使途指定のない寄付金として取り扱う。

4. 使途指定のない寄付金の配分

- (1) 使途の指定がない寄付金は、原則として、公益目的事業へ充当する。
- (2) 法人の管理運営に必要な費用への配分は、管理費に係る財源の状況その他の事情を踏まえ、合理的な範囲で行うものとする。
- (3) 使途の指定がない寄付金の配分は、当該年度の事業計画、収支予算その他理事会が承認した方針に基づき、適切に行うものとする。

（寄付金の範囲）

第3条 本規程における寄付金には、金銭による寄付のほか、本法人の目的に賛同して行われる物品その他経済的価値を有する財産の無償提供を含むものとする。

2. 金銭以外の寄付については、その内容、公益目的事業との関連性、受入れの適否及び必要に応じた価値の把握を行った上で、適正に受け入れるものとする。

（寄付金の受入）

第4条 寄付金は、本法人の目的に賛同する者から受け入れるものとする。

（使途の指定）

第5条 指定寄付金の使途は、寄付者の意思に基づき、次の各号に掲げる区分から選択するものとする。

1. 公益目的事業全体
2. 個別事業区分
 - (1) 普及振興事業

- (2) 地方創生・環境整備事業
- (3) 指導者育成・教育事業
- (4) 国際交流・価値創出事業

3. 法人の管理運営に必要な費用

(受入手続)

第6条 寄付金の受入は、寄付の内容、使途、公益目的事業との関連性及び本法人の運営上の適切性を確認の上、適正に行うものとする。

- 2. 寄付金の受入れ及び管理に関する具体的な手続は、本規程の趣旨に従い、本法人において適切に取り扱うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 本法人は、反社会的勢力又はこれに準ずる者からの寄付金を受け入れないものとする。

(寄附金受領証明書の発行)

第8条 本法人は、寄付金を受領した場合には、寄付者に対し寄附金受領証明書を発行するものとする。

(寄付者情報の取扱い)

第9条 本法人は、寄付者の同意を得た場合に限り、その氏名又は名称その他必要な事項を公表することができる。

- 2. 前項の「公表」とは、本法人のウェブサイト、事業報告書、広報資料その他一般に開示される媒体への掲載をいい、法令その他の定めに基づく行政庁、税務署その他の公的機関への提出又は開示を含まないものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

本規程は、2026年4月22日より施行する。

附則（2026年6月18日改正）

本規程は、2026年6月18日より施行する。

附則（2026年9月28日改正）

本規程は、2026年9月28日より施行する。